

経済連携協定(EPA)について
2012. 3. 1. 現在

交渉国名および進捗状況	関税譲許	改定実施日		主な青果物品目
シンガポール経済連携協定 ／発効(2002.11月)	即時撤廃	2002.11.30		なつめやしの実・レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム
シンガポール経済連携協定 改正議定書 ／発効(2007.9月)	即時撤廃	2008.1.1.		アボカド・グアバ・マンゴー・マンゴスチン・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のバキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.1.1.	2008.4.1.～2012.3.31.	いちじく・すいか・メロン・なし及びマルメロ・あんず・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ・柿
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.1.1.	2008.4.1.～2014.3.31.	グレープフルーツ・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・さくらんぼ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.1.1.	2008.4.1.～2017.3.31.	ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.1.1.	2008.4.1.～2022.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
メキシコ経済連携協定 ／発効(2005.4月)	即時撤廃	2005.4.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの4回の均等な関税の引下げで撤廃	2005.4.1.	2005.4.1.～2008.3.31.	ぶどう(毎年4月1日から同年7月31日までに輸入されるもの)・ストロベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のバキニウム属の果実
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2005.4.1.	2005.4.1.～2010.3.31.	グレープフルーツ・メロン(すいかを含む)
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2005.4.1.	2005.4.1.～2012.3.31.	なし及びマルメロ・あんず・さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2005.4.1.	2005.4.1.～2015.3.31.	バナナ
	関税割当を設定	2005.4.1.	2005.4.1.～2009.3.31. 2015年再協議 2005.4.1.～2015.3.31.	オレンジ(当初2年10トン無税)※市場開拓方式(実施終了の為2007.4.1削除)オレンジ(3年目2,000トン・4年目3,000トン・5年目4,000トン)※輸出国管理方式2010年度・2011年度(4,000トン)税率6/1～11/30(8.0%)12/1～5/31(16.0%) ☆2012年度～2016年度(4,100トン)税率6/1～11/30(2012年7.4%から毎年0.6%削減)12/1～5/31(2012年14.8%から毎年1.2%削減)※輸出国管理方式 バナナ(2014年度まで20,000トン枠内無税)2015年度以降廃止 ※輸出国管理方式
マレーシア経済連携協定 ／発効(2006.7月)	即時撤廃	2006.7.13.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・すいか・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のバキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2006.7.13.	2006.7.13.～2011.3.31.	いちじく・メロン(すいかを除く)・なし及びマルメロ・あんず・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2006.7.13.	2006.7.13.～2013.3.31.	グレープフルーツ・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・さくらんぼ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2006.7.13.	2006.7.13.～2016.3.31.	ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2006.7.13.	2006.7.13.～2021.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
	関税割当を設定	2006.7.13.	2006.7.13.～2011.3.31. 実施4年経過後に再協議	バナナ(毎年1,000トン枠内税率無税)※輸出国管理方式 ☆2012年度以降は協定に定める再協議による。

※市場開拓方式
市場の開拓等を目的としてメキシコ側の基準等に基づいてメキシコ側が分配、日本側が関税割当証明書を発給。
※輸出国管理方式
メキシコ側の基準等に基づいてメキシコ側が分配、日本側が関税割当証明書を発給。

※輸出国管理方式
マレーシア側の基準等に基づいてマレーシア側が分配、日本側が関税割当証明書を発給。

チリ経済連携協定 ／発効(2007.9月)	即時撤廃	2007.9.3.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2007.9.3.	2007.9.3.～2012.3.31.	メロン(すいかを含む)・ストロベリー
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2007.9.3.	2007.9.3.～2014.3.31.	いちじく・なし及びマルメロ・あんず・さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2007.9.3.	2007.9.3.～2017.3.31.	ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)
	基準税率から無税までの13回の均等な関税の引下げで撤廃	2007.9.3.	2007.9.3.～2019.3.31.	グレープフルーツ
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2007.9.3.	2007.9.3.～2022.3.31.	ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
タイ経済連携協定 ／発効(2007.11月)	即時撤廃	2007.11.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの8回を毎年の関税の引下げで撤廃	2007.11.1.	2007.11.1.～2014.3.31.	いちじく・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・メロン(すいかを含む)・なし及びマルメロ・あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリン)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの11回を毎年の関税の引下げで撤廃	2007.11.1.	2007.11.1.～2017.3.31.	グレープフルーツ・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
	基準税率から無税までの16回を毎年の関税の引下げで撤廃	2007.11.1.	2007.11.1.～2022.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
	関税割当を設定	2007.11.1.	2007.11.1.～2011年度以降	バナナ(1年目4,000トン・2年目5,000トン・3年目6,000トン・4年目7,000トン・5年目以降8,000トン枠内税率無税)※輸出国管理方式 バイナップル(1個の重量が900グラム未満のもの、全形のもので皮を除いていない物に限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。)(1年目100トン・2年目150トン・3年目200トン・4年目250トン・5年目以降300トン枠内税率無税)※輸出国管理方式
インドネシア経済連携協定 ／発効(2008.7月)	即時撤廃	2008.7.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.1.	2008.7.1.～2013.3.31.	メロン(すいかを含む)・ストロベリー
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.1.	2008.7.1.～2015.3.31.	いちじく・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・なし及びマルメロ・あんず・さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.1.	2008.7.1.～2018.3.31.	グレープフルーツ・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.1.	2008.7.1.～2023.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
	関税割当を設定	2008.7.1.	2008.7.1.～2013.3.31. 発効後5年目に交渉	バナナ(1年目から5年目まで毎年1,000トン枠内税率無税)※輸出国管理方式 バイナップル(1個の重量が900グラム未満のもの、全形のもので皮を除いていない物に限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。)(1年目100トン・2年目150トン・3年目200トン・4年目250トン・5年目300トン枠内税率無税)※輸出国管理方式 ☆2013年度以降は協定に定める再協議による。
※輸出国管理方式 タイ側の基準等に基づいてタイ側が分配、日本側が関税割当証明書を発給。				
※輸出国管理方式 インドネシア側の基準等に基づいてインドネシア側が分配、日本側が関税割当証明書を発給。				

ブルネイ経済連携協定 ／発効(2008.7月)	即時撤廃	2008.7.31.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.31.	2008.7.31.～2015.3.31.	いちじく・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・メロン(すいかを含む)・なし及びマルメロ・あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.31.	2008.7.31.～2018.3.31.	グレープフルーツ・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.7.31.	2008.7.31.～2023.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
ASEAN包括的経済連携協定 ／発効(2008.12月) シンガポール ラオス ベトナム ミャンマー ／発効(2009.1月) ブルネイ ／発効(2009.2月) マレーシア ／発効(2009.6月) タイ ／発効(2009.12月) カンボジア ／発効(2010.7月) フィリピン	即時撤廃	2008.12.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.12.1.	2008.12.1.～2018.3.31.	いちじく・グレープフルーツ・ぶどう・りんご・なし及びマルメロ、あんず、さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ
	基準税率から11回の均等な引下げにより関税削減	2008.12.1.	2008.12.1.～2018.3.31.	オレンジ(2018.4.1.夏季関税5%、冬季関税10%)・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種(2018.4.1.関税5.3%)・かんきつ類の果実のその他のもの(2018.4.1.関税5.3%)・バナナ(2018.4.1.夏季関税10%、冬季関税20%)
	基準税率の適用	2008.12.1.		パイナップル
フィリピン経済連携協定 ／発効(2008.12月)	即時撤廃	2008.12.11.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.12.11.	2008.12.11.～2013.3.31.	いちじく・メロン(すいかを含む)・なし及びマルメロ・あんず・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ・柿
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.12.11.	2008.12.11.～2015.3.31.	グレープフルーツ・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・さくらんぼ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.12.11.	2008.12.11.～2018.3.31.	バナナ(イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種、又はセニョリタ種のバナナである旨がフィリピン政府により証明されているもの。)・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
	基準税率から11回の均等な引下げにより関税削減	2008.12.11.	2008.12.11.～2018.3.31.	バナナ(イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種、又はセニョリタ種のバナナである旨がフィリピン政府により証明されているもの以外のもの。)(夏季関税10%→8%、冬季関税20%→18%)
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2008.12.11.	2008.12.11.～2023.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
	※農水省が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給。	関税割当を設定	2008.12.11.	2008.12.11.～2013.3.31. 発効後5年目に交渉
スイス経済連携協定 ／発効(2009.9月)	即時撤廃	2009.9.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2009.9.1.	2009.9.1.～2019.3.31.	いちじく・グレープフルーツ・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・メロン(すいかを含む)・りんご・なし及びマルメロ・あんず・さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2009.9.1.	2009.9.1.～2024.3.31.	ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)

ベトナム経済連携協定 ／発効(2009.10月)	即時撤廃	2009.10.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2009.10.1.	2009.10.1.~ 2014.3.31.	柿
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2009.10.1.	2009.10.1.~ 2016.3.31.	ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・すいか
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2009.10.1.	2009.10.1.~ 2019.3.31.	いちじく・グレープフルーツ・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・メロン・りんご・なし及びマルメロ・あんず・さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2009.10.1.	2009.10.1.~ 2024.3.31.	オレンジ・マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種・かんきつ類の果実のその他のもの
	基準税率の適用	2009.10.1.		パイナップル(17.0%)
インド経済連携協定 ／発効(2011.8月)	即時撤廃	2011.8.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2011.8.1.	2011.8.1.~ 2021.3.31.	いちじく・メロン(すいかを含む)・なし及びマルメロ・あんず・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・ストロベリー・キウイフルーツ・グレープフルーツ・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・さくらんぼ・柿
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2011.8.1.	2011.8.1.~ 2026.3.31.	オレンジ・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご
ペルー経済連携協定 ／発効(2012.3月)	即時撤廃	2012.3.1.		なつめやしの実・アボカド・グアバ・マンゴー及びマンゴスチン・レモン及びライム・パパイヤ・ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー・クランベリー・ビルベリーその他のパキニウム属の果実・ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びごれんし・ブラックカーラント・ホワイトカーラント・レッドカーラント及びグーズベリー
	基準税率から無税までの6回の均等な関税の引下げで撤廃	2012.3.1.	2012.3.1.~ 2016.3.31.	柿
	基準税率から無税までの8回の均等な関税の引下げで撤廃	2012.3.1.	2012.3.1.~ 2018.3.31.	メロン・なし及びマルメロ・あんず・さくらんぼ・桃(ネクタリンを含む)・プラム及びスロー・キウイフルーツ
	基準税率から無税までの11回の均等な関税の引下げで撤廃	2012.3.1.	2012.3.1.~ 2021.3.31.	バナナ・いちじく・ぶどう(毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの)・すいか・ストロベリー
	基準税率から無税までの16回の均等な関税の引下げで撤廃	2012.3.1.	2012.3.1.~ 2026.3.31.	オレンジ・グレープフルーツ・ぶどう(毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの)・りんご